

山梨県精神科病院における虐待防止対応事務取扱要領

第1 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号、以下「法」という。）が令和 4 年 12 月に改正され、法が障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備することが明示された。

特に、精神科医療機関においては、精神障害者の人権に配慮しつつ、適切な医療を行うことが、精神障害者の健康と福祉の増進等の観点から非常に重要である。この法改正は、患者への虐待を防ぐため、精神科病院の管理者に対し、病院の精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者などへの研修や患者の相談体制の整備を義務づけているだけでなく、精神障害者の権利擁護体制の充実を図ることを目的としている。

本要領では、「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領（令和 5 年 11 月 27 日付け障発 1127 第 11 号）」に基づき、精神科医療機関における虐待防止等を図り、適切な医療の提供、患者の意思決定支援や権利擁護の取り組み、社会復帰に向けた環境整備を積極的に推進していくため、法に規定される精神科病院における障害者虐待の防止に関する必要な事項を定めるものとする。

第2 精神科病院における業務従事者による障害者の虐待等の定義

（1）精神科病院における業務従事者による障害者虐待（以下「虐待」という。）とは、第 40 条の 3 第 1 項に基づき、当該精神科病院において入院医療を受ける精神障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいい、具体的には（2）に定めるとおりとする。

- ① 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）第 2 条第 7 項各号（第 4 号を除く。）のいずれかに該当すること。
- ② 精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による障害者虐待防止法第 2 条第 7 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。

（2）虐待行為の分類

虐待とは次のいずれかに該当する行為とする。

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること（障害者虐待防止法第 2 条第 7 項第 1 号）。

- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること（障害者虐待防止法第2条第7項第2号）。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の精神障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（障害者虐待防止法第2条第7項第3号）。
- ④ 放棄・放置：精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること（法第40条の3第1項第2号）。
- ⑤ 経済的虐待：精神障害者の財産を不当に処分することその他精神障害者から不当に財産上の利益を得ること（障害者虐待防止法第2条第7項第5号）。

第3 虐待対応窓口の設置、運用について

（1）虐待の通報等（法第40条の3）

法第40条の3第1項の規定により、精神科病院において、虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに山梨県福祉保健部健康増進課心の健康担当もしくは管轄保健所地域保健課（以下「虐待通報窓口」という）に通報しなければならない。

また、同条第2項の規定により、虐待を受けた精神障害者（以下「被虐待者」という。）は虐待通報窓口に届け出ることができる。

県は、別添「精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する対応の流れ」に沿って迅速かつ適切に対応する。

（2）虐待通報等の受付

虐待通報窓口は、通報等を受けた場合、様式1「精神障害者虐待通報受付票」により、通報者又は被虐待者として届出をした者の情報、虐待者の状況、被虐待者の情報等について、迅速かつ正確な事実確認を行う。また、状況によって再度聞き取りをする等、当該事案が虐待に該当するか情報の整理を行う。

また、通報等を受けた場合は、案件に応じて、医療法（昭和23年法律第205号）等を所管する山梨県福祉保健部医務課や甲府市医務感染症課と連携を図る。

なお、通報等を受けた場合、その職務上知り得た事項で通報者を特定させる事項を漏らしてはならない。

第4 初期対応検討会議の開催

（1）初期対応検討会議の開催

健康増進課において、担当課会議を開催し、虐待疑い事案の初期対応を検討する。

構成員：課長、総括課長補佐、衛生指導監、心の健康担当補佐、リーダー、担当者

等。また、必要に応じ、通報もしくは申告を受理し聞き取り調査を実施した保健所も参加する。

(2) 対応方針の決定

初期対応検討会議では、様式1「精神障害者虐待通報受付票」及び様式2「精神障害者虐待事実確認チェックシート（通報時評価）」の内容に基づいて、精神科病院に対して介入するかどうか、今後の対応方針を決定する。初期対応の判断においては、虐待疑い事案の緊急性の有無（すぐに対応すべき事案かどうか等）及び法第40条の5に基づく報告徴収や立入検査（以下「報告徴収等」という。）等の介入の必要性について別添の判断基準に基づき総合的に評価する。

また、判断に必要な情報が不足する場合は、通報者に対し訪問等において聞き取りを行うなど情報の整理に努める。

さらに、必要に応じて、外部の専門家（精神保健指定医、精神保健福祉士、弁護士等（いずれも当該精神科病院と関わりのない者とする。））と連携し、当該事案に対する意見を聴くこととする。

第5 精神科病院への報告徴収等

(1) 報告徴収等（法第40条の5）

第4（1）の初期対応検討会議の決定に基づき、虐待疑い事案の事実確認を行うため、精神科病院に対して、報告徴収等を行う。具体的には、様式1「精神障害者虐待受付票」及び様式2「精神障害者虐待事実確認チェックシート（通報時評価）」により確認している事項について、精神科病院の管理者に対して事実関係を確認するとともに、必要に応じて、診療録その他帳簿書類（電磁的記録を含む。）等の確認を行う。

また、県の職員又は県が指定する精神保健指定医は、精神科病院に入院中の者その他の関係者に対して、個別に、虐待疑い事案の質問を行うほか、当該精神保健指定医は入院中の者を診察することにより、事実確認を行う。

なお、聞き取りや調査等にあたっては、業務従事者や被虐待者の安全とプライバシーに配慮する。

(2) 様式2「精神障害者虐待事実確認シート（事実確認時評価）」の作成

(1)で精神科病院への報告徴収等により事実確認したことや、新たに判明した事実等に基づき、第4の(2)で作成した通報時評価の様式2「精神障害者虐待事実確認チェックシート」について、事実確認時評価も記入する。

(3) 様式3「対応方針決定シート」の作成

報告徴収等による事実確認及びこれまでに整理された各情報に基づき、様式3「対応方針決定シート」を作成する。

第6 虐待対応ケース会議の開催

(1) 虐待対応ケース会議の開催

健康増進課は、第5の精神科病院への報告徴収等により確認した事実関係を精査し、虐待疑い事案の今後の対応方針を決定するため、虐待対応ケース会議を開催する。

(2) 構成員

- ① 初期対応検討会議構成員（第4の(1)と同じ）
- ② 管轄保健所長
- ③ 精神保健福祉センター所長
- ④ 医務課長（甲府市医務感染症課長）
- ⑤ 外部専門家として、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（精神保健指定医等）、精神障害者の保健または福祉に関し学識経験を有する者（精神保健福祉士等）、法律に関し学識経験を有する者（弁護士等）（いずれも当該精神科病院と関わりのない者とする）等

(3) 虐待事実の判断、認定

様式3「対応方針決定シート」に基づき、対応方針を協議する。虐待の事実が認められた場合は、被虐待者の安全確保を最優先とし、迅速に対応方針等を決定する。

第7 改善命令等の実施（法第40条の6）

(1) 改善命令の実施

県は、第6の(3)により、虐待が行われたと判断したときには、当該精神科病院の管理者に対して、改善すべき事項及びその期限を示して改善計画の提出を求め、必要な措置を採ることを命じる。また、県は当該精神科病院から提出された改善計画に不足がある場合には、変更を命じる。なお、精神科病院の管理者が改善計画の提出、必要な措置等の命令に従わない場合には、その旨を公表する。

(2) 入院医療の制限

県は、精神科病院の管理者が(1)の改善命令に従わないときは、期間を定めて法第21条第1項の任意入院、法第33条第1項の家族等同意による医療保護入院、同条第2項の市町村長同意による医療保護入院、法第33条第3項の特定医師による医療保護入院、法第33条の6第1項の精神保健指定医による応急入院、法第33条の6第2項の特定医師による応急入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命じる。なお、入院医療の制限を命令した場合は、その旨を公表する。

(3) 虐待防止措置が講じられていない場合

県は、第5の精神科病院への報告徴収等の結果、法第40条の2に基づく虐待防止措置が講じられていないと判断した場合には、当該精神科病院の管理者に対し、改善命令を行う。

第8 虐待の状況等の公表について（法第40条の7）

県は、毎年度、虐待の状況、虐待があった場合に採った措置、虐待を行った業務従事者の職種について公表する。なお、この場合の公表においては、障害者虐待防止法第 20 条に基づく公表と調整し、公表時期や方法等について適切に検討し、対応する。

第 9 調査及び研究（法第 40 条の 8）

県は、当該調査や研究について国や国から依頼された関係機関等からの協力依頼があった場合には、情報の取扱いに十分留意しつつ、適宜協力するものとする。

附則

この要領は、令和 6 年 1 1 月 1 日より施行する

精神障害者虐待通報受付票

様式 1

注) 精神科病院に入院中の患者が業務従事者から虐待を受けた場合のみ対象とする

受付日	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	☐ 電話 ☐ 来所 ☐ その他 ()
受付機関		対応者
疑われる虐待行為	☐ 身体的 ☐ 性的 ☐ 心理的 ☐ 放棄・放置 ☐ 経済的 ☐ その他 ()	

相談・通報・届出者について	氏名	☐ 匿名	所属機関名	
	電話番号		通報者へ連絡	☐ 承諾 ☐ 拒否
	被虐待者との関係	☐ 本人 ☐ 医師 ☐ 看護師 ☐ その他業務従事者 () ☐ 他患者 ☐ 家族・親族 () ☐ 知人 ☐ その他 ()		
通報内容 (具体的な相談内容・虐待だと思った事項・虐待者の様子や意見等)				
・いつから → ☐ 今日 ☐ 数日前 ☐ () 週間前 ☐ () カ月前 ☐ その他 ()				
・いつまで → ☐ 今日 ☐ 数日前 ☐ () 週間前 ☐ () カ月前 ☐ その他 ()				
・頻度は → ☐ 毎日 ☐ 数日おき ☐ 週末 ☐ 週 () 回 ☐ 月 () 回 ☐ 不明 ☐ その他 ()				
・具体的内容				
通報者の情報源				
通報者は ☐ 実際に目撃した ☐ あざ等を見て、又は怒鳴り声や泣き声等を聞いて推測した ☐ 通報者が被虐待者 ☐ 被虐待者から聞いた ☐ 他の業務従事者から聞いた ☐ () から聞いた ☐ その他 ()				

虐待者の状況(疑い含む)	ふりがな		☐ 男 ☐ 女	年齢	歳 ☐ 不明
	氏 名	☐ 不明			
	被虐待者との関係	☐ 医師 ☐ 看護師 ☐ その他業務従事者 () ☐ その他 ()			
	特記事項	身近に虐待を抑止できる人 → ☐ いる ☐ いない			

被虐待者の状況	ふりがな		☐ 男 ☐ 女	連絡先	
	氏 名	☐ 不明	生年月日	年 月 日	年齢 歳 ☐ 不明
	入院医療機関名		現在の状況	☐ 入院中 ☐ 退院後	
	入院年月日	() 年 () 月 () 日	☐ 不明		
	精神科病名	☐ 統合失調症 ☐ 双極性障害 ☐ うつ病 ☐ 認知症 ☐ 不安障害、神経症 ☐ てんかん ☐ 発達障害 ☐ 依存症 (アルコール、薬物等) ☐ 知的障害 ☐ 不明 ☐ その他 ()			
	身体的合併症	☐ 有 () ☐ 無 ☐ 不明			
	入院形態	☐ 医療保護入院 ☐ 措置入院 ☐ 任意入院 ☐ 応急入院 ☐ 緊急措置入院			
	行動制限	☐ 身体的拘束 ☐ 隔離 ☐ 電話の制限 ☐ 面会の制限 ☐ 任意入院者の開放処遇の制限 ☐ なし ☐ その他 ()			
	キーパーソン(※)	氏名 () 被虐待者との関係 ()			
	特記事項				
被虐待者の意向等	虐待を受けているという自覚		備考		
	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 ☐ その他 ()				
	虐待に対する意思表示				
	☐ 助けを求めている ☐ サインがある ☐ 隠そうとする ☐ 意思表示が困難 ☐ その他 ()				

※キーパーソンとは、被虐待者本人の状況を把握し、治療などの意思決定補助や緊急時の連絡先となる人物のこと

精神障害者虐待事実確認チェックシート

様式 2

被虐待者		通報年月日	年	月	日
担当者		事実確認年月日	年	月	日

虐待の内容

注）太字・下線で示している項目に該当する場合等、通報時点において虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等は緊急保護の検討が必要。
 【記入方法】 通報時評価及び事実確認時評価の「状況」欄：該当する…○、疑い…△、把握できず…？、該当無し…×
 立入検査によって事実確認をした際には、事実確認時評価の「評価」欄の１～５に○をつけ、「」（誰）が（誰、何）からを確認」を記入する。

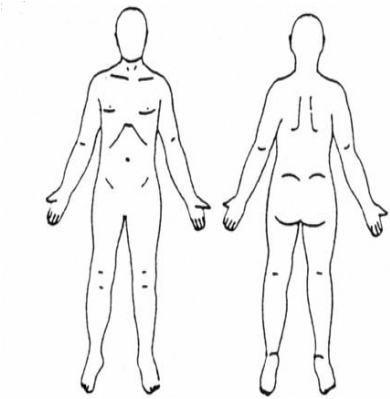
各虐待事項の例示		通報時評価		事実確認時評価	
		状況	特記事項	状況	評価
身体的虐待	身体 の いずれかの部位 に 外傷、骨折、火傷、あざ等がある 程度（治療を要する程度、治療を要さない程度、その他（ ）） 部位（ ） 大きさ（ ） 色（ ）				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
	殴る、蹴る、つねるなどの暴力行為が行われている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
	健康に有害な食物や薬物、また処方されていない薬を与えられている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
	向精神薬を医師の指示以上に過剰服用させている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
	正当な理由なく身体を拘束している				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
放棄・放置	備考				
	食事や水分を十分に提供しない等により、著しい体重の増減、やせすぎが見られるにもかかわらず、適切な介入が行われていない				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
	皮膚の潰瘍や褥瘡が悪化しているにもかかわらず、適切なケアが行われていない				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
	治療中の内服薬を飲ませてもらえない				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
	医師の指示と異なる服薬調整がコメディカルによって行われている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
	健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがあるにもかかわらず、適切な介入が行われていない（不潔な服を着させ続ける、排泄の介助をしない等）				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
	他の精神障害者から虐待を受けている精神障害者の存在を知り得たにもかかわらず、適切な介入が行われていない				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
心理的虐待					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
	業務従事者の暴言や拒絶的な態度、意図的な無視をされる等、人格をおとしめるような扱いを受けている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
	無視、暴言、乱暴な扱い、締め出し、懲罰的な扱いを受けている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
	障害に伴う言葉遣いや歩き方を興味本位で真似し、行為・行動を嘲笑される				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
	呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだりするなど、年齢にふさわしくない接し方をされる				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 （ ）が（ ）から確認
心理的虐待	備考				

各虐待事項の例示			通報時評価		事実確認時評価	
			状況	特記事項	状況	評価
性的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
	性的な嫌がらせ（裸にされる、キスをされる等）や、はずかしめを受けている					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
	更衣やトイレ等の場面をのぞかれたり撮影されたりする					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
	わいせつな写真や映像を見せられる、わいせつな言葉を言われる					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
						1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
						1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
経済的虐待	備考					
	本人名義の預貯金・資産が業務従事者に不当に使用・流用・処分されている					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
	本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく業務従事者に不当に管理されている					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
						1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
						1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
備考						

その他（分類が困難な事項等）

例）精神保健福祉法に反する信書（手紙）の発受の制限、人権擁護に関する行政機関の職員や患者の代理人である弁護士との電話の制限が行われている等。または、患者の不満や苦情等。

虐待の全体状況



様式 3

会議日	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分	記録者			
会議出席者					
会議資料	□ 精神障害者虐待通報受付票（様式１） □ 精神障害者虐待事実確認チェックシート（様式２） □ その他（ ）				
事実確認状況	発生したと思われる時期 発生しやすい時期・時間帯・頻度		令和 年 月 日ごろ 根拠 （ ）		
	虐待の状況	1		a	
		2		b	
		3		c	
		4		d	
		5		e	
		6		f	
	虐待の認定	□ 虐待事案である	虐待類型	認定根拠（上記虐待の状況、要因に基づき認定）	
□ 身体的					
□ 性的					
□ 心理的					
□ 放棄・放置					
□ 経済的					
□ その他					
□ 虐待事案でない					
□ 現段階では疑いの状態					
緊急性の判断 （障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある）	緊急性の有無		緊急性の有無（及び緊急保護等を行うこと）を判断した根拠（虐待の状況、要因に基づき記載）		
	□ 緊急性あり				
	□ 緊急保護を検討		⇒		
	□ 保護の検討、集中的支援		⇒		
	□ 面会制限が必要		⇒		
□ 現時点では認められない					
被虐待者の意向					
虐待者の意見					
その他関係者等の意見					
当面の対応方針					

精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する対応の流れ

別添

